

寄付金の活用方針について

1 寄付金の活用方針とは

地方版図柄入りナンバープレート導入要綱（国土交通省自動車局自動車情報課）第6章 I 寄付金の管理・配分方法の⑤にて、交付開始に向けて、導入地域毎に設置した協議会において決定し、その内容をあらかじめ地域住民等に周知するものとなっているもの。

※寄付金の活用事業の公募は、R6. 6月頃となり、7月中下旬に活用事業を決定する予定です。

■第6章寄付金の管理・配分

I 寄付金の管理・配分方法

- ①寄付金は、交付代行者が指定する公益財団法人が管理・配分するものとする
- ②寄付金は、対象地域の地域交通のサービス改善、観光振興等に活用するものとする。
- ③寄付金の使途の選定に当たっては、対象地域毎に協議会を設置し、具体的事業の内容の検討と対象事業者の選定を行うものとする。
- ④具体的事業については、自動車ユーザー等に裨益する事業であって、単年度又は複数年度で効果が発現するものとする。
- ⑤協議会は、図柄の交付開始日までに設置することとし、交付開始に向けて寄付金の活用方針等（具体的事業の方向性や目標とする寄付金の額等）を決定の上、その内容をあらかじめ地域住民等に周知するものとする。

2 本県の活用方針（案）について

本県の活用方針は、自動車ユーザー等にとって幅広く裨益する事業に充当できるようにするため、以下のとおりとする。

「本県の交通サービスの改善、観光振興等に活用」

この方針に基づき、活用する事業については、寄付金管理団体である（公財）日本デザインナンバー財団の寄付金活用事業実施要領に定める助成対象事業と同じとする。

- ①公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
- ②公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
- ③公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
- ④次世代自動車の普及に資する事業
- ⑤自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
- ⑥公共交通機関等の維持確保に資する事業
- ⑦街づくりに資する事業
- ⑧観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
- ⑨その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業

寄付金の活用方針について

【参考】公益財団法人日本デザインナンバー財団「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領第2条第2項」に定められた助成対象事業。本県の寄付金の活用事業は、当該財団法人の助成事業を通しての実施となる。

No.	項目	事業の例
1	公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業	・ ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの普及 ・ 移動支援のための福祉車両の購入 ・ 観光地設備のバリアフリー化に係る取り組み 等
2	公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業	・ 連節バス、バス専用道等を組み合わせて、公共交通の速達性・定時性の確保や輸送能力の増大を可能とする BRT（Bus Rapid Transit）の普及 ・ イベント等における臨時バスの運行、周遊パスの発行 等
3	公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業	・ 外国人旅行客等が公共交通の移動中でも交通情報の円滑な収集が可能となるバスやタクシー等の車内、乗降場所への無料公衆無線（Wi-fi）の設置 ・ 多言語対応のタクシー配車アプリの普及等 ・ バス停留所等の整備 ・ 二次交通が不便な地域におけるレンタサイクルの普及促進（自転車導入やサイクルラック設置費用等） ・ M a a S 等の導入における実証実験等 ・ 観光スポットでのゴミ拾いや落書き消し等の環境保全・美化活動 ・ 観光情報の広報・P R ・ 観光促進に係る取り組み ・ 観光客誘客に関する取り組み ・ 観光イベントや誘客キャンペーンの開催に関する事業 等
4	次世代自動車の普及に資する事業	・ 交通事故の削減等の抜本的な改善効果が期待される自動走行システム等の新たな自動車技術の導入に資する事業 ・ 自動車分野における省エネ対策、地球温暖化対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の普及に資する事業 等

寄付金の活用方針について

No.	項目	事業の例
5	自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業	・ 交通遺児一時金等 ・ 交通安全の広報・啓発 ・ 交通安全に資する路灯や防犯カメラの設置・修理 ・ 交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線等）、横断歩道及び周辺等への事故防止柵等の設置 ・ バスやタクシー等の公共交通事業者に対するドライブレコーダーやバックモニターの設置等
6	公共交通機関等の維持確保に資する事業	・ 過疎地域における地域交通の確保や、公共交通の利用促進のための広報・啓発などの環境づくり ・ 駅、空港からのバスや観光タクシー等の二次交通の利用促進 ・ 公共交通の運転士の人材確保等
7	街づくりに資する事業	・ 無電柱化など、道路環境の整備に係る事業 ・ まちづくりに係る事業 ・ 景観の観点からの野立広告物の撤去に係る事業等
8	観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業	・ 観光施設や観光拠点の維持・保全に係る取り組み等
9	その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業	